

京都市告示第 80 号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（産業集積特別工業地区）を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年4月25日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を決定する土地の区域

京都市伏見区横大路八反田、横大路下ノ坪の各全部

京都市南区久世殿城町、久世大藪町、久世築山町、久世東土川町の各一部

京都市伏見区下鳥羽広長町、横大路朱雀、横大路天王後、横大路天王前、横大路芝生、横大路橋本、横大路鋤ノ本、横大路畔ノ内、横大路菅本、横大路一本木、横大路六反畑、横大路西海道、横大路北ノ口町、横大路神宮寺、横大路松林、横大路千両松町、納所大野、納所下野、葭島渡場島町、向島又兵衛、久我石原町、久我本町、久我西出町、淀樋爪町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)